

## 随意契約（相手方指定）調書

件名	日暮里ひろば館学童クラブ化昇降機設備工事	5100068
工（納）期	令和6年3月15日	
契約締結日	令和5年6月5日	
契約金額	19,800,000円（消費税込み）	

契約相手方	日本オーチス・エレベータ株式会社 東日本支社 (法人番号：9010001075825)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

<p>件 名</p>	<p>日暮里ひろば館学童クラブ化昇降機設備工事</p>
<p>指名業者 （案）</p>	<p>名 称 日本オーチス・エレベータ株式会社 東日本支社 所在地 東京都中央区新川二丁目27番1号 代表者 支社長 馬越 直仁</p>
<p>特命理由</p>	<p>本件は、日暮里ひろば館の学童クラブ化に伴う昇降機について、新設工事を行うものである。 申請業種「エレベーター」に登録のある事業者（地域不問：該当33社）のうち、過去7年間における東京都又は東京23区が発注した公共施設の乗用エレベーターの新設工事完成実績及びISO9001（品質マネジメントシステム）の認証を有することを条件に入札を実施し、令和5年4月26日に開札を行ったところ、参加希望申請があった3社全社が辞退し不調となった。 辞退理由について聞き取り調査を行ったところ、1社が技術者の配置困難、1社が機器の納期対応困難、及び1社が仕様の一部対応不可の理由により辞退したとのことであった。</p> <p>以上を踏まえ、工事主管課において仕様を一部変更し、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、上記業者は地域不問で実施した入札参加業者の中で唯一対応可能な業者であり、工期確保のため早急に施工を行う必要があることから、上記相手方の指定は妥当であると考えます。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p>
<p>その他 特記事項</p>	<p>根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 （性質又は目的が競争入札に適さないもの）</p>